

盛岡市水道料金等WEB口座振替受付サービス導入業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和5年8月17日

盛岡市上下水道事業管理者 長 澤 秀 則

1 業務の概要

(1) 名称

盛岡市水道料金等WEB口座振替受付サービス導入業務委託

(2) 目的

盛岡市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が徴収する水道料金及び下水道使用料等を納付するため実施している口座振替・自動払込（以下「口座振替等」という。）の受付をインターネット上で可能とするサービス（以下「WEB口座振替受付サービス」という。）を導入し、市民の利便性を図ろうとするもの。

(3) 発注者

盛岡市上下水道局

(4) 委託期間

業務委託契約の締結の日から令和6年3月31日まで

(5) 業務内容

この公告及び別紙仕様書のとおり。

(6) 提案上限額

3,520,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案者の資格要件

次に掲げる要件を満たす法人及びその他の団体とする。

(1) 法人及びその他の団体又はその代表者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

イ 盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準による指名停止を現に受けている者。

ウ 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納している者。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるもの、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者。

オ 法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）又は営業所等の代表者、その他の団体の場合は団体の代表者、理事等（法人の場合の役員又は営業所等の代表

者と同様の責任を有する者を含む。)のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある者。

カ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者。

キ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する者。

(2) 国または地方自治体において、WEB口座振替受付業務を単独または共同で円滑に実施した実績を有すること。

(3) グループでの応募

複数の法人により構成されるグループ(以下「グループ」という。)で応募する場合には、次のことに留意すること。

ア 全ての参加者が(1)～(3)の要件を満たしていること。

イ グループを代表する法人を定めること。

ウ 単独で応募した法人は、グループでの応募の構成員になることはできないこと。

エ 応募した複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできないこと。

3 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2)及び(3)の書類は提出不要である。

(1) 参加申込書(様式第1-1号) 1部

※グループでの申請の場合、グループ申請構成書(様式第1-2号)を提出すること。

(2) 提案資格を有していることを証明する書類(写しでも可) 1部

※現に盛岡市の入札参加資格者等名簿に登録済みである場合は不要。

ア 法人登記簿の謄本(法人の場合のみ)

イ 定款又は寄附行為等(全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき市民税(法人・個人)、固定資産税及び都市計画税の納税証明書

ウ-3 直近の国税又は市税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書(様式第2号)

※直近とは納付期限が到来しているものを指す。

(3) 申請する団体の役員等名簿(様式第3号) 1部

(4) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)、PCI-DSS又

はそれらと同等のセキュリティの規格を取得していることがわかる書類

(証明書の写し等) 1部

(5) 企画提案書 7部

別添仕様書に掲げる業務内容、評価基準の評価内容に関し記載すること(様式任意)。また、再委託を予定している場合、その有無を記載すること。

(6) 見積書(任意様式) 7部

※項目、数量、単価、金額、税等を記載すること

(7) 組織等に関する調書(様式第4号) 7部

(8) 実績調書(様式第5号) 7部

(9) 会社概要が分かるパンフレット等(任意様式) 7部

(10) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取り決めを記載した書類(グループでの申請の場合のみ。任意様式) 7部

※グループで申請する場合、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)及び(9)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。

※無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの。

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの。

ウ 所要経費が提案上限額を超えるもの。

エ 民法(明治29年法律第89号)第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの。

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの。

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの。

4 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和5年8月17日(木)から令和5年9月7日(木)必着

(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。午前8時30分から午後5時30分まで)

(2) 提出場所

盛岡市上下水道局2階(盛岡市愛宕町6番8号)

盛岡市上下水道局 経営企画課 料金係

(3) 提出方法

提出場所に持参するか、簡易書留、レターパック又はゆうパックで郵送すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒等の表面に「盛岡市水道料金等WEB口座振替受付サービス導入業務委託提案書」と朱書きすること。

5 質問の受付及び回答

質問がある場合は、質問票（様式第6号）を提出すること。

なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和5年8月17日（木）から令和5年8月23日（水）午後5時15分まで

(2) 提出方法

電子メールによる。（送信先：keieikikaku@city.morioka.iwate.jp）

件名は「盛岡市水道料金等WEB口座振替受付サービス導入業務提案質問」とすること。

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和5年8月17日（木）～令和5年8月25日（金）の期間、盛岡市公式ホームページおよび盛岡市上下水道局公式ホームページへ順次掲載し公表する。なお、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答するほか、同趣旨の質問はまとめて回答する。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

審査は、プレゼンテーション・ヒアリング審査及び書類審査により行うこととする。ただし、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施せず、書類審査のみとする場合がある。この場合、必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 業務実績

イ 委託業務の実施体制

ウ 申込者の利便性

エ 本局の利便性

オ 保守体制

カ システムの安全性

キ 事業費の妥当性

※詳細は別紙の評価選定要領のとおり。

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し公表する。

(4) 審査日程（予定）

ア 公募の周知

令和5年8月17日（木）

（市ホームページ掲載、市上下水道局ホームページ掲載、公募資料等配布）

イ 質問の受付期間	令和5年8月17日(木)～8月23日(水)まで
ウ 提案書類の受付期間	令和5年8月17日(木)～9月7日(木)まで
エ 審査の実施	令和5年9月14日(木) ※予定
オ 審査結果の通知・公表	令和5年9月20日(水)

8 委託契約の締結

契約締結の方法は随意契約とし、審査により選定された第1順位者から見積書を徴収して契約書を締結する。

なお、契約内容となる仕様書については、第1順位者が提出した提案内容を基に作成するが、本業務の目的を達成するために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容の一部を変更した上で、仕様書を作成する場合がある。

9 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

提出された書類は、原則として返却しない。

なお、提出された書類については、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。

(3) 公募資料等の配布

公募資料等を令和5年8月17日(木)から令和5年9月7日(木)まで盛岡市上下水道局経営企画課(上下水道局庁舎2階)で配布する。また、盛岡市公式ホームページ及び盛岡市上下水道局公式ホームページからもダウンロードができるようにする。

(4) 関係機関への照会

提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

10 問い合わせ先

盛岡市上下水道局 経営企画課 料金係(担当: 鎌田 裕貴)

住所 〒020-0013 盛岡市愛宕町6番8号

電話 019-623-1443(直通)

電子メール keieikikaku@city.morioka.iwate.jp